

達成手当支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、適正な給与計算処理を行うため、給与規程第17条に基づき、所属社員に対して支給する達成手当について規定したものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

第2章 達成手当

(支給対象者)

第3条 当該基準の適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 24/7Workout、24/7English または 24/7Joysing に所属する者でかつ、社員、契約社員またはアルバイトの者

(2) 研修期間中の研修生ではない者

(3) 管理職ではない者

2 第5条に規定するセッションフィー及び物販手当は、統括エリア店長及び統括エリア校長は、支給対象外とする。

(算定対象期間)

第4条 達成手当は、研修期間は算定対象外とし、算定対象期間は1日から末日までの1ヶ月間とする。

(達成手当の種類及び支給金額)

第5条 達成手当は、以下の3つの手当で構成し、毎月の給与支給日に社員が給与指定口座として指定した口座に支給する。

(1) セッションフィー

セッションの実施回数、延長回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(2) 物販手当

各販売商品の物販売上金額に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(3) 業績手当

各店舗の営業利益に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(達成手当)

第6条 達成手当は以下のとおり計算する。

<24/7Workout 所属する者に適用する達成手当>

(1)セッションフィー

通常（延長）セッション実施回数×単価

【単価】

役職区分	通常セッション				延長セッション
	60分	75分	100分	120分	
一般	400円	400円	700円	800円	400円
シニアTR(PTL)	400円	450円	750円	850円	500円
シニアTR(MPTL)	400円	500円	800円	900円	600円
店長代理	400円	400円	700円	800円	400円
店長	300円	300円	300円	300円	1,000円

なお、上記延長セッションを実施した場合は、通常セッションに延長セッションを加算のうえ、支給します。

(2)物販手当

一般（有期社員を含む）-店長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

(3)業績手当

店長：各店舗の営業利益×0.22%

統括エリア店長：担当するエリアの営業利益×0.12%

<24/7English 所属する者に適用する達成手当>

(1)セッションフィー

①通常レッスン単価は、1分当たり21円とし、40分、75分、90分のレッスン時間区分で支給する。ただし、プレミアムカスタマイズコースのレッスン単価は、1分あたり31.5円とする。

②達成手当金額

【通常レッスン】

(単位：円)

支給対象者	通常レッスン時間		
	40分	75分	90分
一般	840円	1,575円	1,890円
校長代理			
校長(B~SS)			

【プレミアムカスタマイズコースレッスン】

レッスン時間 90分
2,835円

なお、当該プレミアムカスタマイズコースの適用開始日は、2019年5月1日以降とし、トラ

イアル運用期間については、本基準の規定を準用して支給するものとする。

(2) 物販手当

当該物販手当は、2019年2月1日より算定対象とし、2019年4月度支払給与より支給開始とする。

一般（有期社員を含む）-校長：

【DVD販売個数100個以下の場合の物販手当単価および物販手当支給額】

5,000円/個×販売個数

<24/7Joysing 所属する者に適用する達成手当>

(1) セッションフィー

セッション時間	単価
50分	500円

(2) 物販手当

当該物販手当は、2019年2月25日より算定対象とし、2019年5月度支払給与より支給開始とする。

一般（有期社員を含む）-校長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

第3章 その他

(罰 則)

第1条 本基準に定める給与の支給を受けるにあたり虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠り不当に給与の支給を受けたときはこれを返納させ事情によっては懲戒処分とすることがある。

(例外事項)

第2条 本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

(附則)

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、2019年2月20日付で給与規程より移行し、制定する。
3. 本基準は、2019年2月25日より改定し、施行する。